

○ヤングケアラー支援（ヤングケアラー総合支援センターの設置等）

- ・ 取組団体：京都府
- ・ 取組内容：「京都府ヤングケアラー総合支援センター」設置、ヤングケアラー認知度向上のための取組
- ・ 推進体制（令和5年度）：京都府家庭支援課 3名
京都府ヤングケアラー総合支援センター 6名
- ・ 事業予算（令和5年度）：令和5年度当初予算（令和4年度2月補正含む） 32,000千円
（内訳）ヤングケアラーの認知度向上 5,000千円
ヤングケアラー・コーディネーター等の配置 14,638千円
ヤングケアラー支援ネットワーク会議の開催 1,000千円
介護・福祉・教育等の関係機関職員の研修 3,068千円
オンラインコミュニティの開設・運営 3,294千円
こどもの居場所におけるヤングケアラー支援 5,000千円

1. 京都府の概要

人口：2,546,189人（令和4年4月1日時点）

職員数（一般行政部門）：4,105人（令和5年4月1日時点）

総面積：4,613.20km²

図表1 京都府の位置図

国土地理院承認 平14認地 第149号



出所：（一財）地方自治研究機構作成

2. 取組の背景・目的・内容

(1) 取組の背景・目的

全国の自治体と同様、京都府においても近年、ヤングケアラーへの支援が課題となっている。府では、「京都府ヤングケアラー総合支援センター」を設置しており、ここでは相談を受けて、ニーズや状況を聞き取る機能を持っている。その上で、具体的な支援ができる市町村や関係機関、学校へつないでいくパイプ役を、府は担っている。その他、府では、ヤングケアラー認知度向上のための取組も行っており、より多くの人々への周知に努めている。

(2) 取組の内容

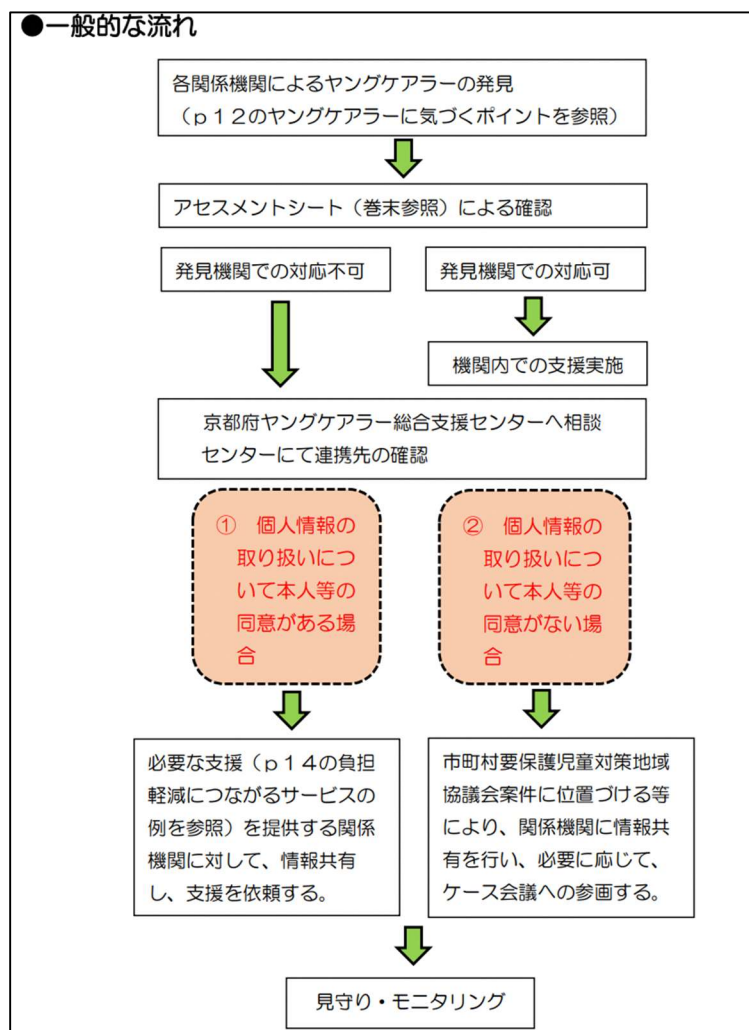
① 「京都府ヤングケアラー総合支援センター」設置

ヤングケアラー支援は、京都府健康福祉部家庭支援課が所管となり、教育委員会と連携しながら取組が実施されている。主要な取組の一つとして、令和4年4月28日に設置された、「京都府ヤングケアラー総合支援センター」が挙げられる。ヤングケアラーへの相談支援が主な業務内容であり、相談員を配置し、専用電話、メール、出張相談を中心に相談を受け付けている。なお、来所相談も、必要に応じて実施されている。加えて、広報啓発活動、関係機関とのネットワーク会議の開催（令和4年度：計19市町村で21回実施、延べ514名参加）および研修、ヤングケアラー当事者同士のつどいのある「オンラインコミュニティ」の運営（令和4年度：計2回実施、申込者数延べ12名、延べ参加人数5名）も行っている。

同センター業務は、京都府母子寡婦福祉連合会に委託されており、センター長、副センター長、コーディネーター2名、相談員2名といった体制が採られている。なお、センター長以外は、京都府母子寡婦福祉連合会の職員であり、コーディネーターは、社会福祉士の資格取得者であり、相談員には、心理士の資格を持つ者もいる。

相談受付から支援開始までは、府で作成したマニュアルやアセスメントシートに基づいて対応している。支援までの一般的な流れは、以下のようになる。

図表 2 支援までのフロー図



出所：京都府 令和4年11月「ヤングケアラー連携支援マニュアル」、p. 9

これまでの相談実績について、令和4年度の相談件数は計478件である（本人や家族からの連絡だけではなく、周りの支援者、関係機関を含む）。

上記のように、「京都府ヤングケアラー総合支援センター」では、研修も実施している。令和4年度は計31機関に対して実施し、参加人数は延べ1,486名であり、各関係団体から講師派遣の依頼があれば、その都度対応している。令和4年度は、市町村、学校、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、社会福祉士会等が対象であった。研修内容は、依頼団体に応じて柔軟に対応しており、講師については、支援センターの職員の他、内容によって外部の講師を紹介している。

② ヤングケアラー認知度向上のための取組

その他、府では、ヤングケアラー認知度向上のために、次のような取組を行っている。児童生徒向けのチラシ、施設等に配布するカード、支援者向けリーフレットの作成、ラジオや

テレビにおける放送、府民向けの広報誌への掲載、デジタルサイネージの活用である。さらに、令和4年10月には、府民向けのセミナーが開催した。

3. 成果・課題

(1) 成果

特に「京都府ヤングケアラー総合支援センター」における相談事業の成果として、相談をきっかけに、学習支援、オンラインコミュニティ、家事支援等の情報提供につなげることができた点が挙げられる。ヤングケアラー本人やその家族が具体的な支援につながるように、センターで受けた相談について、市町村や関係機関につないでいる。

(2) 課題

ヤングケアラー支援全般の課題として、現在、府には、福祉と教育の横断的機能を持つ組織が存在しない。したがって、連携するに当たって、意思決定や調整に時間を要する場合がある。

【参考】

- ・「京都府の人事行政の運営等の状況」、p. 1
https://www.pref.kyoto.jp/jinji/documents/operationsofpersonneladministration_kyotopref_2023.pdf
- ・京都府「ヤングケアラー連携支援マニュアル」、p. 6
<https://hitorioya.kyoto/wp-content/uploads/2022/12/c2e02687f19d96c8ec6f333db1ebd06d-2.pdf>